

平成23年度補正予算(震災対策)を含む事業の目標管理について

23年度 事業番号	事業名	平成23年度補正 予算額(千円)	補正予算概要	当初の設定した目標に追加して 新たに設定した目標
10	独立行政法人労働者健康 福祉機構施設整備費	736,934 (1次補正予算)	<p>東日本大震災により、労災病院等の被害が甚大であることから、労働者を含めた被災者に対する医療の提供体制等を早急に回復させるため、復旧工事を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労災病院(青森、東北、福島) ・労災看護専門学校(宮城) ・労災病院職員宿舎(福島) 	<p>内外壁補修、手術室の漏水等の復旧工事を速やかかつ適切に行うことにより、労働者を含めた被災者に対する医療の提供体制を早急に回復させる(平成24年3月完了見込)。</p>
15	労災保険相談員設置費	109,768 (1次補正予算)	<p>迅速・適切な労災保険給付のために、特に被害が大きかった地域を管轄する労働基準監督署に労災保険相談員を配置し、被災労働者及びその遺族に対する労災保険給付の請求に対する相談・指導等を行うものである。</p>	<p>被災地域やその近県等の監督署に臨時で相談員を設置し、震災に伴う労災保険給付の請求手続き等に関する相談に的確に対応し、迅速・適正な労災補償に繋げる。</p>
20	労災特別介護施設設置費	291,278 (1次補正予算)	<p>宮城労災特別介護施設及び千葉労災特別介護施設は、東日本大震災により施設建物の破損及び設備機器の故障等が発生している状況にあり、施設入居者の安全な生活環境及び円滑な施設運営を保障するため、施設の特別修繕を行うものである。</p>	<p>ひび割れが生じた屋根、壁及び避難スロープの改修工事のほか、入居者の約7割を占めるけい損・せき損等の障害を持つ方々の体温調整に欠かすことのできない空調室設備の交換工事等を早急を実施することにより、入居者の生命を守り、安全な生活環境の整備を図る(平成24年3月末完了見込)。</p>

23年度 事業番号	事業名	平成23年度補正 予算額(千円)	補正予算概要	当初の設定した目標に追加して 新たに設定した目標
23	労災診療被災労働者援護 事業補助事業費	975,407 (1次補正予算)	(財)労災保険情報センターが実施する治療費等の費用に相当する額を貸し付ける労災診療被災労働者援護事業の貸付原資について、想定される貸付増額分を追加で補助することにより、東日本大震災により被災された方々に対し適切に治療等を行う労災指定医療機関に対する支払の遅延による経済的負担を強いることを防ぐものである。	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。
34	職業病予防対策の推進	65,584 (1次補正予算) 88,889 (2次補正予算) 165,626 (3次補正予算)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原発の周辺地域において復旧工事等を行う事業場を対象として、放射性物質による健康影響や労働者の被ばく線量の把握法等について研修会を開催するとともに、同研修会の参加事業者に携帯式線量計を支給し、復旧工事等における労働者の被ばく線量を把握させ、必要に応じて専門医による検査を受診させる等の健康管理対策につなげるものである。(1次補正予算) ・東京電力福島第一原発の救急作業従事者の被ばく管理データベースの構築を行うものである。(2次補正予算) ・東京電力福島第一原発の緊急作業従事者の被ばく管理データベースの運用を開始するとともに、緊急作業従事者で心身の健康に不安を感じる労働者からの健康相談窓口を設置するものである。(3次補正予算) 	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原発周辺地域で復旧工事等を行う事業者に対し、年度内の研修、指導計画に基づき携帯式線量計を配付する。 ・被ばく管理データベースを23年度内に構築する。
35	じん肺等対策事業	108,887 (1次補正予算) 6,571 (3次補正予算)	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の被災地においては、「建築物」の定義に該当しないため、石綿則の一部が適用されない倒壊したビルや隔離義務のない船舶等の解体等の工事が行われることになり、高濃度のばく露が危惧されるため、解体現場におけるアスベストの気中濃度を測定し、解体現場における健康障害防止対策を指導する。またアスベストによるばく露防止対策をまとめたパンフレットを作成し、集団指導やパトロールにおいて活用し、対策の徹底を図るものである。(1次補正予算) ・東日本大震災で被災した健康管理手帳所持者の健診受診旅費である。(3次補正) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の被災地において石綿気中濃度測定を100地点程度実施する。 ・復旧工事における解体工事や石綿除去工事における大量の粉じんが発生する現場に臨検監督を実施するために必要な装備を購入し、岩手労働局、宮城労働局、福島労働局に配布する。

23年度 事業番号	事業名	平成23年度補正 予算額(千円)	補正予算概要	当初の設定した目標に追加して 新たに設定した目標
36	地域産業保健事業	1,032,247 (1次補正予算)	東日本大震災の被災地域において、自らの健康に不安を感じる中小事業場(300人未満の被災事業場)の労働者に対し、臨時の健康診断を実施するものである。	健康診断を116,650人に対して実施する。
40	有害物質安全対策費	169,754 (1次補正予算)	復旧工事地域の管轄署に呼吸要保護具、防じんマスクを整備するとともに、原子力災害発生地域の管轄署に放射線防護服等を整備するものである。	<ul style="list-style-type: none"> ・福島労働局管内に放射線防護服及びフィルムバッチ10人分を整備する。 ・東日本大震災の被災地において取替え式防じんマスクを5万個配布する。 ・東京電力福島第一原子力発電所に臨検監督を実施するために必要な装備を購入し、福島労働局に配布する。
43	石綿障害防止総合相談員等設置経費	27,715 (1次補正予算)	東日本大震災の被災地の労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を配置し、石綿解体等の計画届・作業届の点検指導の的確・迅速化を図るとともに、パトロールを行うものである。	石綿解体等の計画届・作業届の件数を前年度より増加させる。
46	メンタルヘルス対策等事業	25,527 (1次補正予算)	東日本大震災の被災地域の復旧に伴い、心の不調を訴える労働者が大幅に増加し、こうした労働者本人からの相談はもとより、上司や同僚、また、職場の健康管理を進める産業保険スタッフ等からの相談が大幅に増加することが見込まれるものである。こうしたことから、メンタルヘルス対策支援センターの相談員の拡充、職場のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を活用した電子メールによる相談対応を行うものである。	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーダイヤルによる震災関連の電話相談を1,500件実施する。 ・メール相談サービスにおける相談を1,000件実施する。
51	建設業等における労働災害防止対策費(東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業)	227,728 (1次補正予算)	中小事業者を重点対象として、安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となるプラットホームを岩手県、宮城県及び福島県に開設し、工事現場巡回指導、安全衛生教育支援、安全衛生相談等の復興工事安全衛生確保支援事業を実施するものである。	安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する(1080回)。

23年度 事業番号	事業名	平成23年度補正 予算額(千円)	補正予算概要	当初の設定した目標に追加して 新たに設定した目標
57	特別安全衛生指導等経費	40,740 (1次補正予算)	岩手局、宮城局、福島局の監督署職員を東京電力福島第一原発関係労働者及び近隣事業場の労働者の健康障害防止対策に係る指導等の業務の円滑な実施のために、近隣局及び全国から職員を派遣し、応援態勢を確保するものである。	被災3局の監督・安全衛生・労災業務への応援体制を確保するため、被災3局からの要望に応じ、必要な人員を派遣する。
69	安全衛生施設整備費	119,461 (1次補正予算)	東北安全衛生技術センター及び関東安全衛生技術センターについては、天井走行クレーンの崩落や外壁・内壁の崩落等、施設に甚大な被害を受けており、免許試験の実施が困難となっているため、復旧工事を実施するものである。	免許試験の延期期間中に復旧工事を完了させる。
79	未払賃金立替払事務実施費	14,933,249 (1次補正予算)	東日本大震災に伴い倒産した企業から賃金が支払われないまま退職した労働者に対して未払賃金のうち一定額を政府が立替払する「未払賃金立替払制度」において、その制度の周知の徹底を図るとともに、より早期に立替払が受けられるよう事務処理の迅速化及び立替払に必要な原資の増額を図るものである。	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「25日以内」を維持する。
82	中小企業退職金共済事業	4,373 (3次補正予算)	東日本大震災による津波被害が甚大であった地域及び東京電力福島第一原発の事故による避難区域に本社が所在する中小企業退職金共済制度加入企業を対象に、退職した被共済者及び死亡した被共済者の遺族の所在等を調査し、請求勧奨を行うものである。	所在等が判明した受給権が有る被共済者等全員に対し、請求勧奨を行う。
87	個別労働紛争対策費	10,878 (1次補正予算)	岩手、宮城、福島労働局管内において、東日本大震災の被害が大きかった地域に所在する総合労働相談コーナーの相談員を増員するものである。	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手續終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合を90%以上とする。